

平成28年分

年末調整の しかた



復興特別所得税について

- ★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。
- ★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出（年調所得税額に102.1%を乗じて算出）する必要がありますので、ご注意ください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

平成28年から、マイナンバー制度が始まりました。

- ★ 平成28年以後に税務署に提出する申請書等には、源泉徴収義務者のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記載する必要があります。
 - ★ 平成28年以後は、給与所得者から給与所得者本人又は配偶者等のマイナンバー（個人番号）が記載された「扶養控除等申告書」の提出を受ける必要があります。
- ※ 詳しくは72ページ以降をご覧ください。



国

税

庁

は じ め に

本年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなるわけですから、この意味からも非常に大切な手続といえましょう。

年末調整は大事な手続です。
正しく行いましょう。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

- **納期の特例の承認を受けていない場合**
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**
- **納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）
 - 1月から6月までの分…**7月10日**
 - 7月から12月までの分…**翌年の1月20日**

- (注) 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
- 4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が所得税徴収高計算書（納付書）に印字（記載）されているか確認してください。
- 5 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

(※) この「年末調整のしかた」は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

目 次

I 平成28年分の年末調整における留意事項等	4
1 通勤手当の非課税限度額	4
2 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用	5
3 年末調整関係書類に係るマイナンバー(個人番号)の記載を不要とする見直し	6
4 復興特別所得税の計算	7
5 平成29年から適用される主な改正事項	7
II 年末調整とは	8
1 年末調整を行うわけ	8
2 年末調整の対象となる人	8
3 年末調整を行う時	9
III 年末調整のしかた	10
1 年末調整の手順	10
2 各種控除額の確認	11
2-1 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認	11
2-2 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認	20
2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認	24
2-4 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認	37
3 年税額の計算	52
3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	53
3-2 給与所得控除後の給与等の金額の計算	55
3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ	56
3-4 扶養控除額等の合計額の計算	56
3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	57
3-6 年調年税額の計算	58
4 過不足額の精算	60
5 税額の納付と所得税徴収高計算書(納付書)の記載	70

6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整	71
IV 平成29年分の給与の源泉徴収事務	72
1 平成29年から変わる事項	72
1-1 扶養控除等(異動)申告書等に記載するマイナンバー(個人番号)に関する改正	72
1-2 源泉徴収税額表の改正	72
2 実務上の留意事項	72
2-1 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認	72
2-2 源泉徴収簿の作成	74
V 給与所得者の確定申告	76
1 給与所得者が確定申告を必要とする場合	76
2 退職所得がある人の場合	76
3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合	77
VI 電子計算機等による年末調整	79
○ 平成28年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	81
○ 平成28年分の年末調整のための算出所得税額の速算表	90
○ 平成28年分の配偶者特別控除額の早見表	90
○ [参考](特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算	91
○ 平成28年分 年末調整チェック表	94
○ 年末調整 Q&A	95
○ (参考文例)「年末調整を受ける際の注意事項」	97
○ 「平成28年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ)の使い方	110
○ 平成28年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	112